

報告第22号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年7月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 669,600円
- 2 損害賠償の相手方 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局長 三井 真

平成30年6月15日 専決処分

説 明

平成29年12月28日午前6時頃、道道豊頃糠内芽室線の芽室駅前ロータリー歩道内の排雪作業中に後進した際、車両の汎用が街路灯に接触し破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

